

会報 ながの

第209号
令和3年新春



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

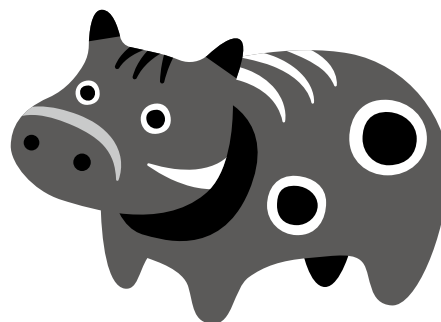
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明 『小正月の伝統行事』

小正月の伝統行事、三九郎が安曇野市の穂高神社境内で行われました。
他の地域では「どんど焼き」などと呼ばれていますが、中信地方では「三九郎」と呼んで無病息災を祈っています。
(広報部長 林 文彦)

迎春

令和3年元旦



長野県土地家屋調査士会

会 長	中 塚 憲
副 会 長（総務部・財務部担当（兼）財務部長）	猪 飼 健 一
副 会 長（業務研修部担当）	吉 澤 博
副 会 長（広報部担当（兼）広報部長）	林 文 彦
副 会 長（社会事業部担当）	平 井 克 尚
理 事（総務部長）	海 野 正 寿
理 事（総務）	小 口 得 也
理 事（総務）	筒 井 賢 一
理 事（財務部次長）	久 保 智 則
理 事（業務研修部長）	伊 藤 肇
理 事（業務研修部・業務担当次長）	松 永 宏 樹
理 事（業務研修部・研修担当次長）	塩 川 豊
理 事（業務研修）	宮 脇 正 志
理 事（広報）	坂 口 容 一
理 事（広報）	平 林 章
理 事（社会事業部長）	鈴 木 良 介
理 事（社会事業）	関 谷 秀 明
理 事（社会事業）	牛 越 一 明



令和3年（2021年）の年頭にあたり

会長 中 塚 憲

新年あけましておめでとうございます。

昨年はコロナに始まりコロナで終わった散々な1年でした。中国武漢で最初の感染流行が確認された新型コロナウイルスは世界を席卷し、本会の事業も土地家屋調査士制度制定70周年の式典等ははじめ、総会や研修会、また理事会等も思うに任せず、急遽取り止めたりWeb会議に変えたりなど、多々、影響を受けました。

なんとか令和3年（2021年）を迎えられたのも、役員、事務局の対応、会員の方々のご理解ご協力のおかげと、あらためて感謝申し上げます。

●東日本大震災10年

そんな中、昨年12月19日、福島県浪江町で10年ぶりに沿岸部でコメが収穫され、町内の道の駅で販売会が行われたとの報道がありました。浪江町は、東日本大震災の津波で大きな被害を受け、原発事故で全域に避難指示が出された町です。

今年は大震災から10年になります。2011年3月11日、この大災害は、文字通り日本を揺るがしました。人的被害だけでも死者15,899人、行方不明者2,527人、いまでも避難者が約42,000人^{*}と聞いております。

発生当時、日本土地家屋調査士会連合会の理事だった小職は、発生の2週間後、故松岡直武連合会会長、國吉正和総務部長（現連合会会長）らに同行、救援物資を積んだトラックを運転し、被災地に赴きました。岩手県土地家屋調

査士会に物資を届け、制度制定60周年記念事業のTVドラマ「愛と死の境界線」を、1～2分に1回は余震で揺れるホテルで観た翌日、帰路に通った場所は陸前高田。衝撃でした。高さ10mを優に超える津波に襲われ、松原もろとも瓦礫と化した街、がらんだ市の庁舎、×印がうたれたクルマの残骸、様々なにおい…など、忘れることができません。この経験は、折に触れ被災地を訪れるきっかけとなりました。

そして原発被災地。小職の住む村に避難してきた飯館の方々と出会ったことから、一部地域に立入りが許可されるに従い、飯館村から南相馬市、浪江町にも足を運ぶようになりました。震災発生から5年経っても田圃の中に残された漁船やボートやクルマ、ほぼ傷みのない建物と対照的に人の気配の全くない街並み。線量の関係で、通行はできるようになったものの停車は許されず、フロントガラス越しに見た景色は、浪江町のものでした。

その浪江町の田圃からコメがとれ販売されたことは、小職にとっても、明るいニュースでありました。

●「一陽来復」

一昨年、長野県も令和元年東日本台風の被害を受けました。この10年、豪雨や台風、土砂など災害は激甚化し、頻発の度も高まっています。コロナ禍という世界規模の災厄にも見舞われており、この難儀な状況は今年も続くことは疑いようありません。1年後、2年後に収束した

としても、一足飛びに「もと」に戻ることはないでしょう。しかし、あきらめず地道に努力を重ねれば、少しずつ取り戻せる、復興できると、浪江町のコメ作りが示してくれたように感じています。

令和3年は、陰極まって陽に転ずる「一陽来復」※²の年になりますよう祈念いたします。

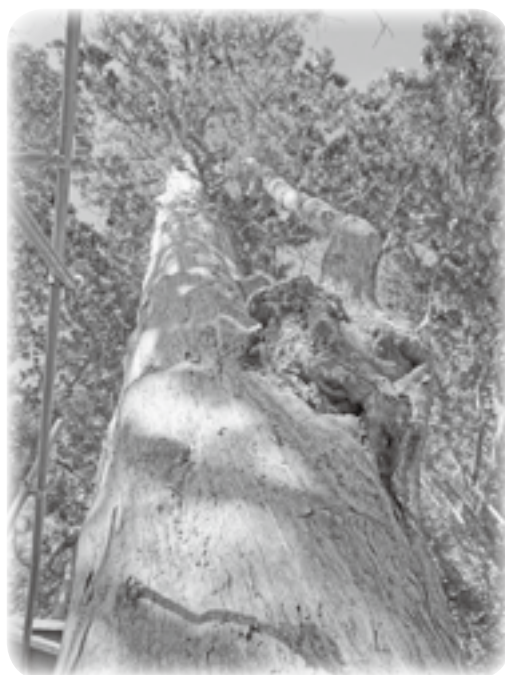
本年も、土地家屋調査士業務取扱要領の施行や年次研修の実施、疫病や災害など緊急時の対策を盛り込んだ会則改正等が予定されています。

コロナ対策も含め、残る数か月の任期を、浪江町に倣い、また丑年に因み、ゆっくりでもしっかりと歩んで参りたいと思います。

あらためて本年もよろしくお願いいたします。

※1 警察庁2020年12月10日、復興庁同年同月25日まとめによる

※2 陰の気がきわまって陽の気にかえる意、悪いことが続いた後で幸運に向かうとの意味



神坂神社 御神木



新年の御挨拶

長野地方法務局長 柳 田 修

新年明けましておめでとうございます。

貴会員の皆様におかれましては、御家族おそろいで健やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

年の初めに当たり、平素から当局が行う法務行政に対しまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、昨年1月15日に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症による感染者が確認された後、日本国内において感染が拡大、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況から、昨年4月7日に政府による緊急事態宣言が出され、国民に感染防止対策が求められました。当局としましては国民及び職員の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大防止の要請に応え、人と人との接触を極力減らす在宅勤務により出勤する職員数の抑制を図りつつ、可能な限り業務の停滞を回避する事務処理体制を整備してまいりました。この間、事務の効率的かつ迅速な処理を維持するため、皆様に御理解と御協力をいただいてオンライン登記申請の積極的な活用をしていただいたところです。引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン登記申請の更なる利用促進と、登記事項証明書及び印鑑証明書等の取得においても、オンライン請求を利用していただきますよう、お願い申し上げます。

ところで、昨年7月3日、所有者不明土地等対策推進のための関係閣僚会議において、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が新しく決定され、表題部所有者不明土地の解消作業を始めとした所有者不明土地問題の解消、地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果の活用、登記所備付地図の整備を進めることや、法定相続情報証明制度の円滑な運用、遺言書保管制度の円滑な導入などにより相続登記を促進することが掲げられています。

当局としましては、所有者不明土地問題を始めとした相続登記の促進が政府の最重要課題であることを真摯に受け止め、皆様の御協力を得ながら、法定相続情報証明制度の更なる利用拡大を図るとともに、長期相続登記等未了土地の解消作業や表題部所有者不明土地の解消作業の積極的な取組を継続していく所存であります。

登記所備付地図の整備については、従来から、地図混乱地域対策作業等として登記所備付地図の整備を進めてまいりましたが、平成15年6月に内閣に設置された都市再生本部において、「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出されて以降、政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備は継続的に盛り込まれてきており、令和2年度においても「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)に、「地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図につ

いて、地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める」ことが明記されています。

登記所備付地図の整備は、表示登記における最重要課題であります。法務局が直接実施した登記所備付地図作成作業により、平成16年度から令和元年度末までに地図作成作業を完了した作業地域の面積は、全国で約258平方キロメートルとなっています。

当局におきましては、本年度、長野市西和田二丁目において地図作成2年目作業を実施し、長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の会員の皆様の御協力により、昨年末までに一筆地調査・測量の成果を縦覧に供することができました。また、同市吉田五丁目地区においては、地図作成1年目作業を開始しており、同協会の会員の皆様には地図作成作業の中心的な役割を担い作業に当たっていただいておりますことに対し、感謝申し上げますとともに、引き続きの御協力をお願いいたします。

筆界特定制度におきましては、地方公共団体が、不動産登記法第14条第1項の地図に表示されない筆界について、対象土地の所有権の登記

名義人等のうち、いずれかの者の同意を得て、筆界特定の申請を可能とすることを盛り込んだ「土地基本法等の一部を改正する法律案」が昨年3月27日に参議院本会議において可決・成立し、同月31日に公布され、不動産登記法を改正する部分については、同年9月29日に施行されました。

今後も、改正後の法令の規定及び関係通達等に基づき、筆界特定手続を円滑に進めてまいりますので、会員の皆様の一層の御支援・御協力をお願いします。

最後に、当局は「信頼され進展する法務局を目指して」を掲げて取り組んでいるところです。法務局の果たすべき役割を自覚し、登記事務の適正迅速処理に努めるとともに、行政サービスの維持・向上に力を尽くしてまいりますので、引き続き、貴会及び貴会員の皆様の変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、新たな年が、貴会及び貴会員の皆様にとりまして、健康で充実した年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。





新年のご挨拶

長野県司法書士会 会長 丸 山 孝 一

新年あけましておめでとうございます。

長野県司法書士会 会長の丸山孝一でございます。

平素は、当会の事業に格別のご支援、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。また、去年は、国交省の空き家対策事業、そして法務局との災害等相談活動にお力添えをいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、令和3年、会としても個人としても、新たなスタートはできるだけ明るい気持ちで迎えたかったのですが、新型コロナウイルス感染症陽性者数の拡大が止まりません。毎日報道される数字を聞くだけで大きな不安を覚えます。極めつけは、経済活動を優先して来た政府が、1月7日から1カ月間、東京、千葉、神奈川、埼玉の1都3県に1か月の規模で非常事態宣言の発令されることが決定的となり、県内への影響がどの程度あるのか予想もできませんが、昨年とは違う状況になっていることは間違いありません。しかし、昨年4月～5月全国に緊急事態宣言が発令された以降、通勤時の感染防止等を背景に、リモートワークを導入する企業が増え、生活環境が大きく変化しました。これまで仕事のために都心で生活をしていた方が、高い家賃を支払い、狭い空間で我慢をする生活よりも、多少、交通の便が悪くてもものびのびと子どもを育てたいと考える方が増えているという事です。新聞でも移住したい都道府県ランキングにおいて、15年連続で長野県が1位になったと

いう記事が掲載されていましたが、既に世帯数が微増した自治体もあり、リモートワークが空き家問題、相続未了問題の解消の鍵になるのかもしれませんが。地方回帰は、私たちの業務にも直結する可能性が大いにあるので、状況を注視しながらとはなりますがすぐに動ける体制づくりを検討したいと考えています。

最後に、昨年7月31日土地家屋調査士制度制定から70周年を迎えられましたこと、心よりお祝い申し上げます。土地家屋調査士制度のきっかけは、長野県松本市在住の当時の土地調査員であったと以前伺いいたしましたが、長野県の方々が中心となり本制度の礎を築いたこと、制度発足から今日に至るまで、国民の権利を明確にし、国民の生活を安定させて来られた事は、高く評価されるべきと思います。

本当におめでとうございます。

長野県土地家屋調査士会の皆様、本年もよろしくお願い申し上げます。

新春特集 誌上インタビュー

年男・年女 に聞く



今年、年男・年女を迎えられた会員の皆様に寄稿いただきました。

飯田支部 平 林 章

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

健康上の理由で定職もせず、今で言うならフリーターをしていた自分を知り合いの調査士事務所で雇ってくれたことがきっかけです。

(2) 思い出に残っている仕事は？

数十回と器械を据え変え、数人がかりで一ヶ月かかる山林の測量を受けてしまった時のことです。自分には手が負えず測量会社で十分に経験を積んでいる友人調査士に頼りっぱなしの状態でした。測量の知識で劣っている部分があると認識はしていましたが、調査士の仕事にはさほど影響しないと自身に思い込ませ、また忙しいからと言い訳をしていた結果です。反省し今さらながら日々研鑽しなくてはと思っています。

先日のことです。コンクリート壁と土手に挟まれた狭い場所を車でギリギリ抜けることができたと思った矢先、今度は切り返しをしないと通れない下り坂のカーブに入り、その瞬間スタックしてしまいました。四輪駆動車で、しかも男四人がかりでもどうすることも

できず困っていたところ、近所の方が駆けつけてくれました。コンクリート壁の水抜き穴に鉄棒を差し込み固定、ワイヤー・手動のウインチ等を使い少しずつひっぱり動かすことで脱出に成功。その方のとっさの対応に驚かされ、またとても感謝しています。

(3) あなたの趣味は？

若い頃はバドミントン・テニス・スキーをしたり、バイクで走ったりパラグライダーで空を飛んだり、上手くはないけれどもいろいろな事に夢中でした。が、今はなにひとつ続いているものはありません。

狩猟（わな猟・第一種銃猟）免許があるので射撃、そして安らぐ音色の二胡に挑戦し趣味にできたらと思っています。

(4) あなたの健康法は？

心臓病・高脂血症・糖尿病と持病があり不健康な体です。日々の食生活を改め7キロ程減量をしました。現場で体を動かしているつもりでしたが、それでは運動量としては少なすぎるので、これからは適度に運動し健康に気をつけたいと思います。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

意見ではありませんが…

会報編集委員として⇒原稿依頼に応じてくださる皆さん、愛読くださる皆さん、ありが

とうございます。

広報部員として⇒調査士の知名度アップのための良いアイデアがありましたら、是非お聞かせください。

長野支部 竹 田 元

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

父親の跡を継ぐため。

39歳で合格、40歳は前職で残務整理、41歳で長野に戻り開業しましたが、44歳の時に父親が亡くなりました、もう少し一緒に働きたかったなと思います。

(2) 思い出に残っている仕事は？

夏の暑い日に父と一緒に測量した、川中島温泉の現場。

訳も分からず班長を引き受けてしまい、的場先生におんぶに抱っこだった居町の14条。

(3) あなたの趣味は？

春～秋はマウンテンバイクとオートバイ、

冬はスノーボード。

(4) あなたの健康法は？

これといって特にありませんが、毎日お酒は飲みます。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

私も編集委員長を経験しましたが、夕方、印刷会社さんに初校を渡すまでになんとか形にしなければならず、毎回冷や冷やししながら作業していたのを覚えています。大変でしたが貴重な経験をしたと思っています。時節柄、ネットではなく紙媒体で発行するというのは、アナログな感じがして私は好きです。発行回数は減っても、残しておいてほしい文化だと思います。

松本支部 紉 山 志 基

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

測量屋さんで毎日現場へ出て帰ってきてから事務処理という感じの仕事をしていました。もう少し楽な仕事は無いか？ということでこの仕事を発見。となりの芝生が青く見えただけでした。

(2) 思い出に残っている仕事は？

特段ありません。きれいに処理できたところは覚えていないし、苦難の末に処理したところは思い出したくもない。

(3) あなたの趣味は？

ちょっと前に熱心にやっていたのは競艇。

(4) あなたの健康法は？

健康に気を使いすぎないのが健康法でしょうか。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

役員の皆様はこのような状況下で運営に苦勞されていると思います。只々頭が下がります。

昨年 of 年末から新型コロナウイルスの感染者が再度急増ははじめ何やら騒がしくなってきました。原稿を書いている時点での実体経済の先行きは相当暗いものだと考えま

す。株価はどういうことなんでしょうか。今年一年の目標は、健康面でも経済面でもうまいことやり過ごしてしまおう！です。前向きな目標ではありませんが凌ぐことも大事かと。

子どもたちは大学生になり一昨年から自宅には妻と私の二人きりになりました。休日はどこに遊びに行くのも感染の危険があり、最

近は比較的感染の確率が低いであろうゴルフでもやって適当に暇をつぶしています。お得意さん（お友達）との遊びも飲み会がなくなりゴルフが増えました。結果たくさんゴルフをやるようになりました。ちっとも上達しません・・

上田支部 菱 輪 智 矢

(1) あなたが調査士になったきっかけは？

大学3年のとき、卒業後は地元で仕事がしたいと思い、父が調査士をやっていたこともあり自分も資格を取得しようと考え受験しました。

(2) 思い出に残っている仕事は？

弁護士の先生と一緒に境界確定訴訟を行った際に依頼者の主張する境界（筆界）は概ね認められたが、反訴で時効取得による所有権の訴えを主張され、結果として、分筆し

所有権移転登記に応じることになったこと。筆界や所有権界について改めて勉強させていただきました。

(3) あなたの趣味は？

小さい頃から雪山が好きでスノーボードやスキーを楽しんでいます。

(4) あなたの健康法は？

特にありませんが、たばこを吸わないことと、お酒も普段飲まないです。

(5) 調査士会と会報へのご意見は？

いつもご苦労様です。

詰 将 棋

第35回



※解答は41ページにて掲載

(長野支部 北 原 匡 尚)

【第1図は初期局面】

9	8	7	6	5	4	3	2	1	
							王		一
						桂	王	香	二
					馬	馬	銀		三
									四
									五
									六
									七
									八
									九

▲ 先手
● 金銀桂

各部会からの報告

～土地家屋調査士の行う～ 第11回「全国一斉不動産表示登記無料相談会」報告

副会長（広報部担当兼広報部長） 林 文 彦

これまで本会では県内全支部において開催されてきましたが、現在ほとんどの支部におきまして独自に無料相談会を実施あるいは参加しているということなので、今年度は一昨年の台風19号による災害の大きかった地域において、相談案件がまだ潜在するとの思いから北信の2支部と、前年の実績が多かった伊那支部にそれぞれ開催を依頼いたしました。

その報告が以下のとおりです。

- ・長野支部：7月27日（月）13：30～16：00
土地家屋調査士会館 2件の相談あり
- ・飯山支部：8月1日（土）13：30～16：00
飯山市福祉センター 2件の相談あり

- ・伊那支部：8月3日（月）～8月7日（金）
9：00～15：00

支部内各市町村に所在の各土地家屋調査士事務所にて

電話相談受付 電話相談1件あり 伊那市

以上が報告となりますが、昨年はコロナ禍により各支部におかれましては開催にあたり感染防止にもご苦労され、伊那支部では各会員事務所での電話相談として実施していただきました。担当された支部の皆様にはお世話になりました。ありがとうございました。



信州大学経法学部 出前講座報告

社会事業部長 鈴木 良 介

国立大学法人信州大学での出前講座は、長野県土地家屋調査士会が4年前より実施し継続されている事業です。土地家屋調査士という職種、業務内容の説明、またPRすることも目的とし広報的活動を兼ねています。

令和2年度は、9月17日（木）松本キャンパス信州大学経法学部において契約法務実習と称して「不動産売買と土地家屋調査士の役割について」をテーマに下記のとおり社会事業部で企画開催致しました。

① 第1部 不動産売買と土地家屋調査士の役割について

民法に明記されている不動産（土地・建物）において土地売買に重点を置いて、資料調査方法・物理的現況把握・境界確認測量・地積更正登記手続き等に土地家屋調査士が関わっていくことを学んで頂きました。

② 第2部 地積測量図の作成について

不動産登記法規則第77条に基づき地積測量

図に記録しなければならない事項説明、松本キャンパスである敷地の地積測量図、また土地登記記録の変遷が紹介されました。

③ 第3部 地積測量図作成のための測量実習（屋外）

座学にて説明された事項を実践するとして、経法学部棟前の中庭をお借りして、GNSSによる基準点探索、トータルステーションによる復元点・分割点を設置する逆トラバース測量を体験して頂きました。

当日は経法学部栗田先生、弁護士弘中先生、10名の学生さんの参加でありました。

限られた時間の中ではありましたが、我々土地家屋調査士の業務形態を体験して頂いたことに感謝申し上げます。結びとなりますが皆様の益々のご活躍を祈念して、以上ご報告とさせていただきます。



研修会と土地家屋調査士業務取扱要領 および年次研修について

副会長（業務研修部担当） 吉 澤 博

9月の全体研修会は、新型コロナウイルスの感染状況を判断し、中止としました。会員の皆さんに研修会の場を提供できないことを、非常に残念に思っています。

昨年8月に施行された土地家屋調査士職務規程、さらに本年6月1日施行の土地家屋調査士業務取扱要領など会員が業務を行うにあたり理解をしておかなければならない事項もあります。また、これらの事項について研修会を開催するにあたり新型コロナウイルスの影響もあり、会員参集による集合研修開催が厳しい状況にあります。2月に予定している全体研修会も同様です。

業務研修部では、会員の方の研修受講機会を確保すべく、様々な角度から検討をしております。本会報がお手元に届くころには、明確になっていることと思いますが、コロナ禍における状況を鑑み、ご理解いただきたいと思います。

本年、6月1日より土地家屋調査士業務取扱要領が施行されます。現在の調査・測量実施要領を体系的に整理・編纂したものです。内容が大きく変わったものではありませんが、全国の調査士がこの要領に則り、業務を行うことになります。各会員には3月中に、冊子がお手元に

届く予定になっておりますが、それに伴う学習の機会についても業務研修部において準備を進めております。

次に年次研修についてですが、来年度より開始される新しい研修です。各会員が5年ごとに必ず受講していただく日調連指定の『義務研修』です。運転免許の更新の際の講習と捉えていただければ分かりやすいかもしれません。受講できないときには、事前に理由書を提出していただくこととなりますが、『業務の都合により』といった類のものは認められません。欠席者に対する指導要領も計画されております。受講対象者は指定された研修を必ず受けていただくよう、お願いいたします。なお、受講対象者の指名など、研修会の開催方法につきまして明確になった時点で、会員の皆さんにご連絡致します。

未確定の事項もありますが、業務研修部の状況報告とさせていただきます。

土地家屋調査士制度制定70周年記念事業 1級基準点「土地家屋調査士制度発祥の地」の建標

記念事業実行委員長 中 塚 憲

会報「ながの」夏号で、その概要をお伝えした「土地家屋調査士制度発祥の地」1級基準点設置プロジェクトですが、建標が成り、また1級基準点として正式に国土地理院にも登録されましたので、お知らせします。

コロナ禍の中、なんとか70周年の年のうちに竣工できたのも、ご協力いただいた松本市はじめ、関係各位のご尽力の賜物と、誌面を借りて御礼申し上げます。

●盤石、砲金、防衝板の設置（建標）

令和2年9月3日、有限会社茂木石材工業、長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会役員及び当長野会の役員が作業にあたり、無事建標を終えました。



当日、地元SBCラジオの取材も受け、9月9日には「ラジカン★信州噂の調査隊」という番組で放送されました。土地家屋調査士の仕事や災害復興への取組み、松本が制度発祥の地であること、基準点の重要性などが電波に乗り、土地家屋調査士制度の広報としての、当事業の一つの目的は果たすことができました。

●1級基準点登録

9月25日に公益社団法人日本測量協会の検定を終え、12月8日付で国土地理院から松本市へ審査書が交付されました。晴れて「1級基準点」として登録され、「土地家屋調査士制度発祥の地」の名前を残す目的も達成することができました。国土地理院の「基準点成果等閲覧サービス」



<https://sokuseikagis1.gsi.go.jp/top.html>で検索、情報の表示ができます。

●広報活動

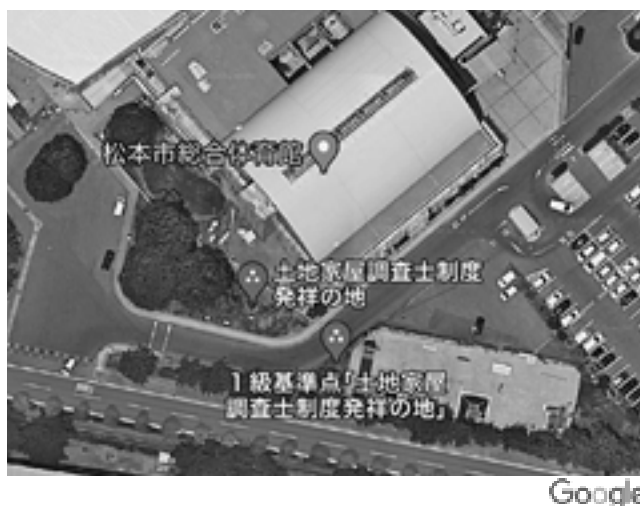
今後この基準点は、広報ツールとして大いに活用したいと考えております。

まずは建標の模様をまとめたイメージビデオを制作しました。すでに当会ウェブサイトのトップページと当会のYouTubeチャンネルにおいて公開しております。

<https://www.youtube.com/channel/UClUqP6k4PVQGq9z9T9hQg>

是非ご覧いただき「いいね」をお願いします。

Googleマップへも【1級基準点「土地家屋調査士制度発祥の地」】として登録しました。Googleで検索すれば、「土地家屋調査士制度発祥の地」碑と並んで表示されます。



Google

日本土地家屋調査士会連合会の70周年事業「登記制度創造プロジェクト」にも参画しており、12月25日に建標を報告しています。連合会のウェブサイトの「会員の広場」で閲覧できるほか、小冊子にまとめられ各会に配付される予定です。

なお、コロナ禍のおり、完成披露の式典などは行いません。

今後とも当会の会務に、ご理解とご協力をお願いいたします。

土地家屋調査士制度制定70周年記念 松本市公共基準点1級基準点 「土地家屋調査士制度発祥の地」の設置

記念事業実行副委員長 三 原 雅

西暦2020年令和2年は土地家屋調査士制度制定から70年にあたり、長野県土地家屋調査士会は記念の企画として、制度発祥の地である長野県松本市に点名を「土地家屋調査士制度発祥の地」とした公共1級基準点を設置するプロジェクトを実施しました。

1級基準点の設置は公共測量に該当するため、多くの方にご協力を頂き行政機関のご理解を得て松本市の1級基準点設置業務として手続きを進めました。また竣工後は松本市長をはじめご来賓をお迎えし現地にて盛大な完成披露を計画しておりました。

ところが、計画が進行するにつれて新型コロナウイルス禍も拡大し一時は基準点設置すらも中断の恐れもありましたが、70周年記念の基準点だけは設置したいとの関係者の熱意により安全性に配慮する中で進めることとなりました。

令和2年4月2日設置場所は制度制定45周年を記念して建立された「土地家屋調査士制度発祥の地」碑のある松本市総合体育館の敷地内で、碑から概ね方向角122° 距離20.8mの芝生内と選点されました。

同年5月19日点検測量を含めて10:12～

14:39の間アンテナ高6.137mにてGNSS観測を行い位置を決定しました。

同年9月3日「土地家屋調査士制度発祥の地」と刻印された真鍮製の砲金の建標と保護のための防衝板・防衝石を設置しました。防衝板には「土地家屋調査士制度発祥の地」の文字と経緯度、平面直角座標値等が記されており、傍らには設置の経緯を説明した説明文も設置しました。この模様は当会のホームページからリンクしているYouTube上で簡単に観ることができますので是非ご覧下さい。

これらの作業の結果、同年12月8日国土地理院より審査書が交付され「土地家屋調査士制度発祥の地」という名前の1級基準点が誕生しました。本当かどうか確かめたい方は、

次のとおり進んで確認して下さい。

①国土地理院のホームページの基準点・測地観測データ②基準点成果閲覧③基準点検索入り口→同意する④基準点成果等閲覧サービス⑤いったん全ての☑マークを外し、1級基準点にのみ☑を入れ右の地図をズーム12以上のレベルに拡大し松本城の少し上のあたりを中心にして検索ボタンを押せば❶がどこかに表示されるはずで

す。見当たらなければマウスで地図を動かして
 いただくと出てくると思います。地図の上の方
 にある□ポップアップに☑マークを入れておけ
 ばマウスを①に重ねると基準点名等の情報が表
 示されます。もしくはクリックして、詳細情報
 表示のクリックで情報が表示されます。ログイ
 ン（簡単な登録が必要ですが）すれば成果表・
 点の記も見ることができます。

今後、隣接するキッセイ文化ホールで行われ
 る土地家屋調査士会の研修会などの際、この基
 準点を見ながら皆さんと共に土地家屋調査士に
 ついて語り合うことができる日が一日も早く来
 ることを願っております。皆様お体を大切につ
 らい時期を乗り越えましょう。

この事業に関して、ご尽力をいただいた方携
 わった方に感謝を申し上げて報告いたします。



日本土地家屋調査士会連合会報告

社会事業部理事上田支部 久保智則

日本土地家屋調査士会連合会（以下日調連）の社会事業部理事を務めさせていただいております上田支部の久保智則です。私は令和元年の日調連総会より理事として就任し、早一年半が経過しようとしています。前松本会長の推薦により平成27年より2期にわたり日調連広報員を務めた後、日調連理事の話があり、このようなチャンスは滅多にないと思い決意しました。

広報員の頃より関東ブロック担当という事もあり、東京での取材が多く日調連総会や全国会長会議の取材をさせていただき、日調連の雰囲気だけは経験させていただきましたが、全国の代表が集まるような会務の運営に関わる事になるとは夢にも思っていませんでした。

日調連理事就任の年の大きな課題としては土地家屋調査士法の一部改正に伴い日調連会則の変更から単位会のモデル会則の変更について喫緊に対応していかなければなりませんでした。この法改正で懲戒権者が法務大臣になった事により全国統一とした「調査・測量実施要領」とするため、単位会独自の調査・測量実施要領の廃止や第7版の運用を中止する必要があると、委員会を組成しこれまで検討してきました。その内容については、調査・測量以外にも規定されていることから「土地家屋調査士業務取扱要

領」と改名し、本年いよいよ発行される運びとなりました。また、連合会会則に位置づけるため「職務規定」が新設されました。研修では各ブロック単位で行われていた新人研修が中央実施型へと移行され、令和3年度からは年次研修が行われるため準備に追われています。この研修は会則の変更に伴い連合会が指定する研修となり会員に受講義務が課せられます。また、令和2年度は土地家屋調査士法制度制定70周年の年にあたり、連合会では様々なイベントや広報活動を行っており、「登記制度創造プロジェクト」加入（本人申告）では長野会も「1級基準点土地家屋調査士制度発祥の地の建標」としてエントリーをしています。コロナ禍ではありましたが、感染対策に万全を尽くし無事に「70周年記念シンポジウム」を執り行う事ができました。このように目に見えないところではありますが、日調連では全国の土地家屋調査士のために日々働いております。

社会事業部では主な内容として、公共嘱託登記の環境整備・地図作成整備・地籍整備事業の情報収集啓発・土地家屋調査士関連業務の拡充・ADRセンター・その他公共、公益に係る事業の推進と多岐にわたって活動を行っています。私はその中でも地籍整備事業関係として

「国土調査法第19条第5項指定申請」や土地家屋調査士関連業務の拡充として「狭あい道路解消業務に関する情報収集及び推進」に関わっています。これらの業務については土地家屋調査士が将来関わっていく事により社会貢献活動や業務の幅が広がるため、より良い情報が提供できればと思っています。また、公共嘱託登記の環境整備の中で「公共調達に関するパンフレット」を作成する事としており、その原案が出来

上がり、発行の準備を進めています。

本年度はコロナ禍もあり、役員としての総まとめである総会も通常に行う事ができず、参集による会議や省庁への訪問・打ち合わせ等が制限され健全な会務の運営が執り行う事ができませんでした。現在でも非常事態での総会の運営・理事会の開催方法等日調連では日々対応に追われています。このような状況下ではありますが残りの任期を全うしたいと思います。



駒つなぎの桜

支部だより

飯山支部の近況

飯山支部長 宮 川 登美男

土地家屋調査士会飯山支部の近況といっても、
昨年総会以来新型コロナウイルスの感染症の
影響で、支部開催の行事はすべて中止、延期に
なっています。

昨年の総会は新型コロナウイルスの感染症を
防止するため書面決議での開催を検討しまし
たが、最終的には委任状による最低限の出席者
で決議して短時間で終わるように開催しました。

通常の支部行事としては、年2回の研修会、
隔年の支部旅行を開催しており昨年は旅行の年
でしたが、やはり新型コロナウイルスの感染症
の影響で中止にしました。

支部の行事ではありませんでしたが昨年は、
本会主催の2019年10月の19号台風の被害者に対
する相談会を、飯山市で開催したのと、年末に
支部の会員と長野地方法務局飯山支局の職員と
の研修会を開催した研修会のみでした。新型コ
ロナウイルスの感染症の影響は北信圏域では、
昨年末に一端増加しましたが年を越した現在、
幸いなことに感染は抑えられた状態が続いてい
ます。しかしながら、どこの地域でも感染者が
増えるか解らないため、最大限の予防策をとっ
て対処したいものです。

花 火

上田支部 渡 邊 温 美

昨年は、新型コロナウイルス感染症の大流行
で社会不安の多い年となった。時短、自粛によ
りイベントが軒並み中止、延期となり、私が毎
年楽しみにしている日本の夏の風物詩である花
火大会も例外ではなかった。日本の花火大会は
一般的な花火大会と花火競技大会に大別される。
花火競技大会はその名のとおり花火師たちが夜
空に満開の華を咲かせ、己の技術を競い合う。
総合優勝者には内閣総理大臣賞が授与される大

会もある。競技大会の中でも日本最高峰が、花
火のまち秋田県大仙市で毎年8月に開催される、
全国花火競技大会『大曲の花火』だ。昼の部・
夜の部に分かれ、昼花火の部は、江戸時代の狼
煙の伝統を継ぐ有色の煙を打ち上げ、夜花火の
部は、日本古来の真ん丸い花火を打ち上げる芯
入り割物花火と音楽に合わせ打ち上げる創造花
火がある。私も大曲の花火を見て、花火の奥深
さに魅せられた一人である。割物花火で良い花

火と言われるものに『座り』『盆』『肩』『消え口』の四条件がある。『座り』とは花火が打ちあがって降りる一瞬の静止状態のことをいい、この一瞬に花火を開かせるのが良いとされる。『盆』とは花火が開ききった時点の丸い円のこと。完全な円形が良い花火とされる。『肩』とは花火が開き、星（火薬）が放射線上に真っ直ぐ飛ぶ様をいい、その様を肩の張りがいいという。『消え口』とは開いた花火が一斉にパッと

消えることをいい、その様を消え口が揃うという。良い花火は、打ちあがり消えたあとも見た者の心に残る。花火は平和的火薬利用であり、人々を幸せにする。紛争地帯では火薬は殺戮の道具であり、人々を不幸に陥れると聞いた。日本の花火は平和の象徴なのだ。新型コロナウイルス感染症が収束し、夜空に大輪の華を咲かせてくれる日が来ることを祈る。



飯田支部今年度の動き

飯田支部 伊 藤 文 則

今年度は、コロナウイルスの影響で本会の総会、研修等活動ができないということで、役員の皆様、事務局の皆様、大変苦慮されたことと思います。

飯田支部においても、支部総会の準備から始まり、支部の研修会等、活動が全くできないという初めて経験することばかりで、支部長・副

支部長他役員の皆さんも大変苦勞されてきました。

4月初旬から始まった自粛期間が終わり、6月から徐々に仕事や世間の動向も戻りつつある状況となったところ、7月中旬に支部の第1回理事会が開催され、10月ごろに厚生事業として「マレットゴルフ大会」と「焼き肉で慰労会」

を行うことが決定しました。

それから3か月後の10月23日開催当日、昨日からやまない雨。当然天候不良で「マレットゴルフ大会」は中止となりました（残念ながら飯田支部には雨男が多いみたいです）。ですが、慰労会を行うこととなり、マレットゴルフではなく仕事で疲れた体を癒すため、某焼き肉屋で慰労会を行いました。（ちなみに皆さんもご存じかと思いますが、飯田は「人口1万人当たりの焼き肉店舗数が日本一」なんです）今年はこの形で顔を合わせることがなかったこともあり、いろんな話で盛り上がりました。お酒も入っていいころ合いになった時、副支部長から

マレットゴルフの景品をじゃんけん大会で渡すと宣言がありました。何年か前に流行った「男気じゃんけん（勝った人が賞品をゲットするルール）」でじゃんけん大会スタート。結果、今こうして原稿を書いている私が見事優勝賞品（会報原稿）をゲットしたというわけです。今年度の支部の活動は、コロナ禍と雨にやられてしまったという残念な形となってしまいました。

依然コロナウイルスの影響で、今後もどうなるのか不安ですが、本会・支部活動が以前のように行える時が早く戻ることを願っています。会員の皆様も、コロナに負けることなく、体に気を付けてお仕事頑張りましょう。



コロナ禍の中で1年の支部活動を振り返って

松本支部長 清 住 利 男

先日、令和2年12月17日に、私たち松本支部では第4回となる支部理事会と1年を締めくくる全体役員会議を開催いたしました。理事会は支部役員7名の会議ですが、全体役員会議は支

部に属する本会役員、支部顧問、支部監事の皆さんが参加するため結構な人数の会議となりました。年末にかけてコロナの感染が増えるという状況の中で、会場のホテルでは感染対策が

しっかりと施され、座席は間隔をあけてお互いの間にはアクリルの透明な仕切りが置かれ、さほど心配することなく会議を開催することが出来ました。全体役員会では各部より1年間の支部活動についての報告がありましたが、今年は新型コロナの影響で異例の1年となり、支部の主な行事においても委任状により議決を取る形で行われた支部総会は小人数での開催となり、また支部独自の研修会、懇親会の中止や、支部旅行も中止となり、そのため予算の消化も極端に少なく、いつもとは違う寂しい内容の報告となりました。そのような状況の中でも、2つの支部活動においては継続して行うことが出来、それが私たち役員にとって唯一の張り合いでもありました。その1つは毎月、第2金曜日の午後、松本市役所において開催しております「土地家屋調査士による無料相談会」の開催です。こちら市役所の方で会場における感染対策を徹底していただき、無事に開催することが出来ました。2つ目は「土地家屋調査士制度発祥の地、記念の碑」の清掃作業です。これは冬季を

除き、支部の役員を中心に毎月、2人が当番で記念碑の清掃を行うもので、作業が屋外のためマスク着用でコロナ感染についても余りにせず作業をすることが出来ました。特に令和2年度は制度制定70周年を迎えるということで、記念碑清掃においては、各自特別な思いで作業に就いていただけたと思います。また、例年においては新年早々、支部の伝達研修会を兼ねた新年会があり、皆の元気な顔を見ながら楽しくお酒を酌み交わし、お互いの近況を語り合いながら1年の始まりを迎えるというのが恒例でありましたが、残念ながら今年の新年会の開催は中止せざるを得ない状況となってしまいました。

これからもコロナの状況があまり変わらない中、支部活動においても自粛を余儀なくされることが続くと思われます。コロナの一日も早い終息を祈りながら、しばらくは新たな生活様式の中で工夫をしながら支部活動の運営に支部役員の皆と力を合わせ、取り組んで行きたいと思っています。

思い出の仕事

木曾支部長 越 取 淳 一

コロナ禍の中、皆さん元気でお過ごしでしょうか？目には見えないウイルスの脅威にはほとんど困り果てています。一刻も早い終息を願うばかりです。

さて、毎回の原稿依頼にネタも尽きましたので、私事ではありますが今でも思い出に残る仕事の話をしようと思います。

10年程前、突然知り合いのKさんが事務所にいらっしゃいました。Kさんは木曾谷でも有名な大手製造会社にお勤めです。仕事で知り合いでしたが、同年であったので共通の友人も大勢おり、Kさんの建物新築の際は登記をする間柄でした。

依頼の内容はといいますと、Kさんの会社の

工場敷地についての事でした。1万数千平方メートルの敷地の中には、過去になされた国土調査の際に一部の土地が筆界未定の処理がなされており、その中に赤線も含まれているため困っているとの事でした。赤線がある以上一般の方の通行を確保しなければならず、工場敷地内は車両の往来もあり危険な為、出来るならば赤線の払い下げを受け自社敷地として管理したいという依頼です。そこで筆界未定の原因を登記簿と地図で調べることから始めました。殆どがKさんの会社名義ではありましたが、赤線に面した3筆が他社名義、面積は3筆とも30㎡程、課税もされていない。筆界未定はその3筆が原因でありました。名義人はと申しますと、なんとあの有名な誰でも知っている大手製紙会社（以後O社）。なんでこんな木曽の山奥にO社が土地を持っているのか見当もつきません。最終の登記は昭和9年に移転登記がされていました。いくら木曽の山奥とはいえ何とか連絡を取り筆界未定の解消をしなければと思い、ネットでA社の沿革を調べてみたところ、なんと戦後GHQによる財閥解体にあっているではありませんか。歴史の教科書で見た覚えのある事ではあるものの??です。財閥解体は正式には経済力集中排除法といい第1次から数回に分けて施

行され、後半でO社も含まれたようです。O社は5社程度に分社し昭和の後半までに合併しながら現在に至ったようで、現在は2社になっていることが判明しました。どちらが木曽のこの土地を取得したかはわかりませんが、その両社に問い合わせをするしかないと考え、できるだけ資料を用意し遠慮もなく送付いたしました。2週間程経ったころ両社からの返事は、当社は木曽の山奥などには土地など持っておりませんとの事。想像はしていましたが残念な結果となり、依頼のKさんに説明しご理解いただきました。

そんな事があってから3年位が経ち再びKさんがひょっこりいらっしゃいました。Kさんなんと総務部長から取締役昇格され、すごいね！なんて話をしていたら、Kさん真面目な顔で「越取さん、例の土地の件またお願いしたい。社長が何としても解決しろというので我社の部下を1人つけるから解決してください」とニコニコ顔で言います。経済力集中排除法が頭の中でグルグル回転し、さてさてどうしたものかのため息をついたしだいです。

くたびれましたので、続きはまた次回にて（東京編）寄稿いたします。

コロナ感染で迎えた新年、松本モデルに思うこと

大町支部長 菅 澤 徹 夫

令和3年を迎え、支部長を務める私にとって今年は何が支部として出来るのか考えてしまう年始であった。毎日感染者が増え、緊急事態宣

言が発令され長野県でも、レベル5の警戒地区が増えてきて、日常生活のなかにコロナが浸透してきたかと思うと、ぞっとする気持ちになっ

た。

そんなとき、あるテレビの報道番組を見ていたら、コロナ感染についての病院の対応について、「松本モデル」、という言葉が耳に入ってきた。コロナ感染者の重症者の扱い方について、松本市では、全国で医療崩壊だと騒がれている中で、当初から、先を見て対応し、重傷者がでも受け入れ先がない様な対応ではなく、行政の縦割りを話し合いで解決して、役割分担が出来ており、何故他で出来ないのか、との報道内容であった。

この報道番組を見て、ある事が頭に浮かんだ。

我々調査士の発祥の地は、松本である。先人たちの努力により、我々は日々、こうして調査士業に取り組みが出来る。やらなければ前に進まない事を綿密に計画し、協議を重ね、慎重に

一步一步進めた結果、調査士制度が出来た事は、皆さんも承知されていることと思う。今、調査士の未来について会員の減少、なり手が無い、認知度が上がらないなどについて、発祥の地、松本を持つ長野会から、新たな発想が出来ないだろうか。せっかく難しい国家試験に合格した者が、しばらくすると調査士会を去る事実を何回も見てきたがとても残念である。私は、40年調査士をやってきた、振り返って見ても仕事の大変さはある、しかし仕事のやりがいは強く感じている。

コロナ渦で集まることもままならないが、今年は、支部内でいろいろ意見を出し合って見たいと思っている、皆さんの支部でもいかがでしょうか？



信濃比叡 伝教大師像

令和2年度土地家屋調査士新人研修

長野支部 関 原 司

今年度の土地家屋調査士新人研修は6月に予定されていましたが、昨今のコロナウィルスの影響により、12月に延期されました。さらに、本来であればつくばで開催予定でありましたが、各会でのオンライン開催と変更され、長野会は調査士会館で3日間行われました。

開講式にて「調査士は専門家として、知識・経験を一般の方に提供しなければならない。」と話があったため一段と気を引き締め受講してまいりました。

1. 会員心得

講義の一番初めに、土地家屋調査士法が令和2年8月1日に改正された、「第一条 土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と言い改められた。もともと第一条は目的であったが、「使命とする。」と明記されたことにより一段と責任が重くなったことを感じました。

2. 職責と倫理

懲戒処分事例を交えながら講義があり、「土地家屋調査士として職責において、必要

な基本的なことを忘れずに、公正かつ誠実に業務を行うことができれば懲戒処分の対象とならない。それができなければ、処分の対象となり余計な時間がとられ、信頼も大きく影響がでる。」と話があった。業務を行っていく上で効率を考えることは必然であると思いますが、当然にやってはいけないことがあり、それは忙しいから、遠方であるからといった理由で許される話ではなく、常にそのことを念頭に置いて業務に携わる必要があると痛感させられました。

3. 土地家屋調査士業務取扱要領

土地家屋調査士業務取扱要領の条文に従った講義でした。この講義では条文の深い内容までは詳しくできる時間はなかったので、自分でさらに読み込む必要があります。講義内で土地と建物の講師の先生は別の方でしたが、どちらの先生も「調査を行うに作業工程を作成するとよい」と話がありました。特に、建物は現地における確認事項が多いことから、確認し忘れをなくすためにも、全体的なルーティンワークを作成できれば良いと思いました。また、土地に関しては筆界と所有権界、道路区域界、公物管理界と既設の

杭に関してどの種類であるかしっかりと見極めるためにも、資料調査がかなり重要であることを感じました。

4. 土地・建物の所有及び利用上の規制関連法

都市計画法や建築基準法は、土地家屋調査士の試験勉強の中や以前の職業からほとんど節点のなかった法令であり、特にわからない部分でした。その部分の概要だけでも講義を聞いたので、普段の業務でどこを気にしておかなければいけないのかを理解することができました。また、戸籍・相続に関しても、見方を知らなければ繋がりが止まってしま

うことをこの場で初めて知りました。私の知識がとても薄いものであることを痛感させられました。

今回の新人研修は時間の関係上、本当に基本的な部分のみしかできていないと思いますので学んだことだけではなく法令も改正されますので、常日頃から知識を蓄え、変化に対応しつつ経験を積んでいくようにしていきます。ですので、今後の研修には積極的に参加するようにしていきたいと思います。



信州青年土地家屋調査士会 活動報告

長野支部 北 條 誠 治

コロナ感染拡大が第3波の様相を呈する前の令和2年10月3日(土)、長野市生涯学習センターにて、信州青調会令和2年度定時総会、研修会を開催しました。

令和元年度活動報告、決算承認の件及び、令和2年度の事業計画、予算決定の件を議題として進行しました。令和元年11月に青調会全国大会in茨城がつくば市にて盛大に開催され信州青調会から9名が参加しました。令和2年は4月の青調会関東ブロック大会in山梨、11月の全国大会in広島と残念ながら中止となりました。

研修会は、「お見積り、これでどうですか」をテーマに、実際の分筆案件について、各々見積りを作成し持ち寄りました。10名分の見積書を回覧し、金額の幅もさることながら、見積書の様式、項目において参考になり、その後の業務において活かしています。

親睦・交流を深め、意見の交換を通して意識や技術の向上につなげるという信州青調会の運営指針に則り、令和3年の活動を進めていきたいと考えています。

政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 松 本 誠 吾
〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2
電 話 026-232-4566
F A X 026-232-4601

編集後記

皆様、あけましておめでとうございます

昨年の編集後記では、「いよいよオリンピックイヤーとなりました～」との書き出しでしたが、その時はまさか、世界中が大きな禍に吞まれ、オリンピックも中止となるとは思いもしませんでした。ほぼ一年間、コロナ禍は続き、未だ収束の目途さえついていませんが、我々一般市民は、ただただ傍観し自粛するしか社会に協力する事は出来ない状況です。

様々な人々の利害と人間の理性が天秤にかけられ、自ら思考する事も決定する事も無く、行くあての無い列車に黙って乗っているしかないのでしょう。

果たして人生において物事を決定する事は、

一体何回あるのでしょうか。何千回、何万回、人それぞれにかなり差があると思いますが、共通する事はその時、大切と思う何かを選択し、何かを捨てていく事。日常繰り返す決定するという行為は、常に何かの犠牲の下に存在しているのです。ただその犠牲に対して感謝とか敬意を忘れたまま時を終えていく様です。

昨年は調査士制度制定70周年の節目でした。コロナ禍で各行事の開催もままならない状況下でしたが、今年は一刻も早く禍が終息し、落ち着いた日常を取り戻す事を祈りつつ、本年も「会報ながの」を、宜しく願いいたします。

会報編集委員長 品田尚志

第35回詰将棋の解答

【第1図】より…

- 1手：▲1一銀 2手：△同 飛
 3手：▲1二香成 4手：△同 銀
 5手：▲1四桂 6手：△3一玉
 7手：▲4一金 【第2図】

【第2図は▲4一金まで】

9	8	7	6	5	4	3	2	1	
					金	王		▲	一
						▲		▲	二
						桂			三
					馬	馬	銀	桂	四
									五
									六
									七
									八
									九

▲ 先手
△ なし

会報ながの第209号

令和3年2月16日発行

発 行 長野県土地家屋調査士会
 会長 中 塚 憲

編集者 広 報 部

印 刷 中 外 印 刷 (株)

〒380-0872
 長野市大字南長野妻科399番地2
 T E L 026 (232) 4566
 F A X 026 (232) 4601
 URL <https://www.nagano-chosashi.org/>
 E-Mail naganolb@nagano-chosashi.org



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO